

弁護士法人デイライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

- 今月の内容
- 懲戒処分とは？種類・基準・流れ・注意点を解説
  - 取適法（旧下請法）の支払期日とは？60日ルールを解説
  - ブラックリストに載っているかを確認する方法とは？
  - 自損事故で警察を呼ばなかったら？車両保険への影響やリスクを解説

## 懲戒処分とは？種類・基準・流れ・注意点を解説

### 懲戒処分とは？

「懲戒処分(ちょうかいしょぶん)」とは、従業員が会社の規律に違反した際、雇い主が行う制裁としての措置です。

その主な目的は、職場の秩序を維持し、企業の利益を守ることにあります。

ただし、会社が感情に任せて自由に処分を決めていいわけではありません。

法律のルールを無視して重すぎる処分を下すと、後に無効と判断されたり、損害賠償を求められたりするリスクがあるため注意が必要です。

### 懲戒処分の種類

懲戒処分には、違反の程度に合わせていくつかの段階があります。

一般的に、多くの企業の就業規則では以下のような種類が定められています。

まずは、処分の「重さ」の全体像を把握しておきましょう。

| 名称           | 内容  | 重さ   |
|--------------|---|------|
| 戒告(かいこく)・けん責 | 口頭や文書で嚴重注意を行い、反省を促す最も軽い処分です。              | 軽い   |
| 減給           | 給料の一部を差し引きます。ただし労働基準法により差し引ける金額には上限があります。 | やや軽い |
| 出勤停止         | 一定期間の就労を禁止する措置で、その間の給与は支払われません。           | 中程度  |
| 降格           | 役職や等級を引き下げる処分です。                          | 中程度  |
| 諭旨解雇(ゆしかいこ)  | 話し合いにより退職を勧告する、少し温情を含んだ解雇です。              | 重い   |
| 懲戒解雇         | 最も重い処分で、強制的に契約を終了させます。原則として退職金も支払われません。   | 最も重い |

### 懲戒処分の対象となる行動

どのような行為が処分の対象になるかは、各社の就業規則に詳しく記載されています。

代表的な事例を挙げると、次のような行動が対象となります。

比較的軽い処分の例：度重なる遅刻や早退、不注意による備品の破損、勤務態度の不良など。

## 弁護士法人デイライト法律事務所

福岡オフィス 福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F  
東京オフィス 東京都渋谷区渋谷3-27-11 祐真ビル本館 7F  
大阪オフィス 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 7F  
北九州オフィス 北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SS ビル 7・8F  
ハワイオフィス GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC  
1600 Kapiolani Blvd. #610 Honolulu, HI 96814



この記事についてのお問い合わせは、い西村までお気軽にどうぞ。



重い処分例：経歴詐称、売上金の横領、悪質なハラスメント行為、長期に及ぶ無断欠勤など。

実際に、2万円前後の横領や、26日間の無断欠勤で懲戒解雇が有効と認められた裁判例も存在します。

## 懲戒処分を行う際の注意点

実務において最も気をつけたいのは、客観的な証拠を揃えることです。

本人が事実を認めていない場合、目撃証言や客観的なデータがないまま処分を下すと、後に事実誤認として会社側が不利になるケースが多々あります。

また、減給の金額制限や、退職金の不支給が認められる基準など、法律上の細かいハードルも存在します。

さらに、氏名の公表などはプライバシー侵害のリスクも伴うため、慎重な判断が必要です。

トラブルを未然に防ぐためにも、少しでも判断に迷う場合は、早めに専門家へ相談することをお勧めします。

詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://www.komon-lawyer.jp/qa/chokaisiyobun/>

懲戒処分とは？種類・基準・流れ・注意点を事例でわかりやすく解説

## 取適法(旧下請法)の支払期日とは?60日ルールを解説

下請取引における代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内で、定められなければなりません。

取適法(旧下請法)には他にも様々なルールがありますが、特にこの支払期日のルールは違反が発生しやすいルールの一つです。

そして、2026年1月に下請法の改正がなされて各種用語が変更されています。法律の名前も変更になり、下請法という通称は「取適法」となりました。

### 1. 支払期日の「60日ルール」とは

委託事業者(下請法の「親事業者」)は、中小受託事業者(下請法の「下請事業者」)から商品やサービスを受領した日から60日以内、かつ

できる限り短い期間内に支払期日を定めなければなりません。

この「60日」は、受領した日を1日目としてカウントします。

例えば、ある部品の製造を中小受託事業者に委託し、4月10日にその部品が納品されたとします。

この場合、委託事業者は4月10日から60日以内、つまり6月9日までに支払期を設定し、代金を支払わなければなりません。

取適法のルールは、当事者間の合意よりも優先される「強行法規」という性質を持っているため、たとえ委託事業者と中小受託事業者の間で「支払いは納品から90日後」という合意があったとしても、無効となります。

もし、このルールに違反して支払いが遅延した場合は、委託事業者は遅延した日数に応じた「遅延利息」を中小受託事業者に支払う義務も負います。

### 2. 注意すべきポイント

| 注意すべきポイント       | 内容  |
|-----------------|---|
| 「検査」の有無は関係ない    | 商品の検査に時間がかかったとしても、受領した日から60日という期限は変わりません。 |
| 「請求書」の到着日も関係ない  | 下請事業者からの請求書が遅れて届いても、起算点はあくまで「物品の受領日」です。   |
| 支払日が金融機関の休業日の場合 | 休業日を理由に60日を超えて支払いを遅らせることは違反となります。         |

### 3. 違反した場合のペナルティ

| ペナルティの種類 | 内容   |
|----------|--|
| 遅延利息の発生  | 期限を超えた場合、年率14.6%の遅延利息を支払う義務が生じます。                    |
| 行政処分     | 公正取引委員会や中小企業庁による勧告や指導、企業名の公表、最大50万円の罰金が科される可能性があります。 |

### 4. 手形について

取適法では、そもそも手形払いが原則禁止となります。

2026年1月以降、対象取引では手形以外(現金等)などでの支払いが求められますので注意しましょう。



詳しくは以下のページをご確認ください。

<https://www.komon-lawyer.jp/qa/shiharai/>

下請法の支払期日とは？60日ルールをわかりやすく解説

### ブラックリストに載っているかを確認する方法とは？

#### ブラックリストとは

ブラックリストとは、**自分の信用情報にマイナスの影響が登録されること**を一般的に意味します。

銀行や消費者金融などの金融機関は、加盟している信用情報機関に、顧客の年収や勤務先、現在の借入状況、過去の返済状況などの情報を登録しており、これらを「**信用情報**」といいます。

返済が滞ったり、破産したりした場合に、信用情報にその事実が登録される状態を、俗に「**ブラックリストに載った**」と呼びます。

ですので、実は「ブラックリスト」という名前の名簿が実際に存在するわけではありません。

#### ブラックリストに載る条件

信用情報に傷がついたり、事故情報が登録されたりする主な原因には、以下のようなものがあります。

| 原因   | 内容                    |
|------|-----------------------|
| 延滞   | 長期間（概ね2ヶ月以上）の返済遅れ。    |
| 債務整理 | 自己破産、個人再生、任意整理などの手続き。 |

#### ブラックリストの確認先は3社ある

日本には、主に以下の3つの信用情報機関があります。

JICC（日本信用情報機構）：主に消費者金融が加盟しています。

CIC（シー・アイ・シー）：主にクレジットカード会社や信販会社が加盟しています。

KSC（全国銀行個人信用情報センター）：主に銀行や信用金庫、農協などが加盟しています。

#### ブラックリストの確認方法とは？

自分がブラックリストに載っているかどうかは、各信用情報機関に対

して**自分の情報を開示するように求める手続き（開示請求）を行うこと**で確認できます。

| 確認先  | 確認方法                     |
|------|--------------------------|
| JICC | スマホアプリ、郵送での開示が可能です。      |
| CIC  | インターネット、郵送で確認できます。       |
| KSC  | 郵送、またはインターネットでの手続きとなります。 |

#### 開示請求後の確認の仕方

届いた書類のどこを確認すればよいのでしょうか。

例えば、CICの報告書であれば「**お支払状況**」の「**返済状況**」欄を確認します。

ここに「**異動**」という文字が記載されている場合、それがブラックリストに載っている状態を指します。

JICCの場合は「**異動参考情報**」などの項目に、**延滞や破産などの事実が記載されているかを確認すること**になります。

#### ブラックリストへの登録が心配な方へ

まずは開示請求を行い、**現状を正確に把握することが大切**です。もし登録されていたとしても、基準となっている時間が経てば情報は消えます。

それまでは新しくローンを組んだり、クレジットカードを作ったりすることは難しいため、**無理のない生活設計を立てることが重要**です。

不安な点や今後の債務整理について相談したいことがある場合は、**弁護士などの専門家に相談することをお勧め**します。

詳しくは以下のページをご覧ください。

<https://www.daylight-law.jp/debt/qa/qa105/>

ブラックリストに載っているかを確認する方法とは？【弁護士が解説】

#### 自損事故で警察を呼ばなかったら？車両保険への影響やリスクを解説

#### 自損事故とは？

「自損事故」とは、運転者自身の不注意によって引き起こされる、他者が関与しない**単独の事故**を指します。

電柱やガードレールへの衝突、縁石への乗り上げなどが該当し、**自分の過失が100%である点が特徴**です。

たとえ自損事故であっても、道路交通法第72条に基づき警察への報告が義務付けられています。

警察に届け出ることによって「交通事故証明書」が発行されますが、これは保険金の請求手続きにおいて不可欠な書類となります。

この報告を怠ると、道路交通法違反に問われるだけでなく、高額な修理費用や治療費を**全額自己負担しなければならない事態に陥る可能性があります**。

## 自損事故で警察を呼ばなかったら車両保険を使える？



結論から申し上げますと、自損事故で警察への報告を怠った場合、**車両保険を含む任意の自動車保険が使えなくなる可能性が極めて高い**です。

保険会社は、事故の事実確認のために「**交通事故証明書**」の提出を求めます。

警察に届け出をしなければこの証明書が発行されず、保険会社は事故の事実確認ができないため、保険金の支払いを拒否せざるを得ません。

ドライブレコーダーの映像はあくまで補助的な証拠であり、**公的な証明力は交通事故証明書に劣る点に注意が必要**です。

## 自損事故を起こしたときの正しい対処法

二次被害の防止と安全の確保：ハザードランプの点灯、安全な場所への移動、発煙筒の設置などを行い、後続車との衝突を防ぎます。

警察に事故の報告を速やかに行う：事故の大小にかかわらず必ず報告し、交通事故証明書を発行できる状態にします。

念のため医療機関で受診する：自覚症状がなくても後日症状が出るケースがあるため、事故との因果関係を医学的に証明できるように、速やかに医師の診断を受けましょう。

詳しくはこちらをご覧ください。

<https://www.daylight-law.jp/accident/qa/qa478/>

自損事故で警察を呼ばなかったら？車両保険への影響やリスクを解説

また、先日交通事故を専門的に取り扱う**人身障害部の弁護士が書籍を執筆**いたしました。

こちらの書籍は弁護士など多くの方にご好評いただいております。

これからも皆様にお役に立てるよう積極的に情報発信を行ってまいります。

### 【書籍の紹介】

Q & A 交通事故の示談交渉における保険会社への主張・反論例 サンプル書式ダウンロード特典付

<https://www.kajo.co.jp/c/book/06/0604/41005000001>

### ※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。

役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで

弁護士 西村 裕一

e-mail [info@daylight-law.jp](mailto:info@daylight-law.jp)



デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。お困りのことがありましたらぜひご相談ください。

  
企業法務 / 労働問題

  
離婚・男女問題

  
相続 / 事業承継

  
交通事故 / 人身障害

  
刑事 / 企業犯罪

  
破産再生

ご予約専用フリーダイヤル **0120-783-645**

**24時間 365日** 電話受付